

管理者・社員

企業内研修のご案内

働き方改革を阻害する こんな管理者・社員はいませんか？



働き方改革の推進には管理者・社員の理解と協力が不可欠です

働き方改革関連法が施行され、企業には長時間労働の是正と同一労働同一賃金の実現等が求められます。労働時間と非正規労働者の問題は、従来からもトラブルが多く、その改善には業務遂行と人材活用の見直し等の抜本的対策構築が必要です。

トラブルを防ぎ、企業を伸ばす働き方改革を進めるためには、多くの義務・責任を負い、かつ業務の実態を最も把握する、各現場の管理者・社員の皆様に、労働法令等の知識を習得し改革推進に協力いただくことが不可欠です。

愛知県下の各労働基準協会では合同で、管理者・社員を対象とした働き方改革に関する各種企業内研修を実施いたします。ぜひともご活用いただきますようご案内申し上げます。

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・江南・津島・西尾 労働基準協会

管理者・社員「企業内研修」のご案内

労働トラブルに悩まされる企業が増加中

今、「行政からの監督指導を受けた」「労働災害の発生」「労使紛争となり各種紛争調整機関に申し立てをされた」「合同労組に団体交渉を申し入れられた」等の労働トラブルが企業を悩ませております。中には解雇、過労死、過労自殺等の裁判で、多額の賠償を支払い、ブラック企業と呼ばれ、取引停止、顧客離れ、求人難となる等で、経営の危機に陥る企業もあります。今後働き方改革関連法が施行されると労務管理もより複雑となり、さらにトラブルが増加することが懸念されます。

多くのトラブルが現場管理者等の知識・認識不足で発生

支店長・営業所長・工場長等の事業場責任者、部長・課長等の現場管理者等は担当業務の管理が本来の職務であり、大半が労働法令の知識、トラブル防止の認識を有していません。

しかし、労働基準法では現場管理者等が、時間外・休日労働の命令、許可を行う、パート等の採用を行う等の労務管理の権限を有する場合、使用者として義務を課し、違反時の処罰対象とします。

また、現場管理者等、社員の違法行為を、防止・是正しなかった場合、両罰規定で経営者、法人も処罰対象となります。

労働安全衛生法でも、現場管理者等に安全衛生の権限が委譲されている場合は、その者を違反時の処罰対象とし、防止措置の有無に関わらず事業者も処罰されます。

また、民事上も現場管理者等、社員が問題発生の原因を作った場合、被害を被った労働者やその遺族から賠償を請求され、企業も安全配慮義務違反、使用者責任を問われ多額の賠償を求められます。

働き方改革実施とトラブル防止の決め手は管理者等の教育

働き方改革関連法が規定する、長時間労働の是正と同一労働同一賃金を実現するには、業務遂行と人材活用の見直し等の、抜本的な対策構築が必要です。

経営者、人事労務部門の力だけでは容易に達成できず、多くの義務・責任を負い、かつ業務の実態を最も把握する、各現場の管理者・社員の皆様が労働法令等の基本的な知識を習得し、労働についての意識を変え、改革推進に協力いただくことが不可欠です。

管理者・社員への研修の実施は、働き方改革を円滑に進めることの第一歩となります。

数多い労務管理・安全衛生「企業内研修」を実施中

愛知県下の各労働基準協会では、働き方改革関連法への対応を含む様々な労務管理・安全衛生に関する「企業内研修」を実施しております。平成29年度は190回の企業内研修等を実施し約9,000名に対し研修を行っております。

【企業内研修のメリット】

- 1. 自由な日程設定が可能** 研修機関で行う集団研修と異なり、土曜・日曜・夜間・分割開催等の自由な日程調整が可能です。
- 2. 企業の実態に応じた教育が可能** 企業の職種、業務、作業内容に合わせた研修を行い、多くの研修で講師が実施企業に合わせたオリジナルのテキストを作成するため、より効果の高い教育の実施が可能です。
- 3. 教育費用の低減が可能** 研修費用の割引等があり、研修機関で行う集団研修より受講費用が低額(一部の法定安全衛生教育を除く)となり、会場への交通費、移動時間も削減され、教育費用の削減が可能です。

労働トラブルを防ぎ企業を伸ばす組織作りのため、ぜひともご活用賜りますようご案内申し上げます。

労働基準監督署の監督指導結果(平成29年愛知局)

主な違反状況(実施事業場4,010件のうち69.6%に違反あり)				
1. 労働時間	2. 健康診断	3. 安全基準	4. 割増賃金	5. 労働条件明示
30.2%	18.8%	14.2%	15.3%	8.9%

労働トラブル件数の推移(全国)



多くの労働トラブルが現場管理者と社員の知識・認識不足が発生原因



企業と労働者に有益な働き方改革を行うのも管理者と社員

わが社の繁栄と社員の幸福のために!



労働クイズもある参加型研修(労働時間研修より)



「企業内研修」の主な内容

現場管理者・社員等に必要な働き方改革関連法等の基礎を学び、全社一丸の体制で改革を進める研修

働き方改革管理

目的:改正を含む法規定を理解し適正な労働時間管理を行い、労働への意識を変え、業務を見直し、長時間労働を是正し、企業を伸ばす働き方改革実現の手法を学びます。

対象:経営者、事業場責任者、現場管理者、労務人事担当者、一般社員等

内容:1. 労働時間とトラブルの現状 2. 法令の遵守 3. 安全配慮義務 4. 働き方改革(①体制構築・意識変革 ②労働ルール確立 ③要員体制見直し ④業務改善)



待遇差対応働き方改革研修

目的:改正を含む有期契約・派遣・パートタイム・女性・高齢者等の就労形態や労働者の特性別の関連法令と適正な労務管理を学び、さらなる人材活用を図ります。

対象:経営者、事業場責任者、現場管理者、労務人事担当、一般社員等

内容:関連労働法令(労働契約法、労働者派遣法、パートタイム労働法、男女雇用機会均等法、高齢者雇用安定法等)の解説と労務管理の留意点



労務管理基礎研修

目的:改正を含む労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法等の部下を使用する管理者に最低限必要となる労働法令の基礎を学び、労働トラブルを防止します。

対象:経営者、支店長・工場長等の事業場責任者、部長・課長等の現場管理者等

内容:1. 労働トラブルの現状 2. 現場管理者と企業の責任 3. 労働基準法の特徴 4. 採用・退職時の留意点 5. 法改正を含む労働時間管理 6. 法改正を含む就業形態別労務管理の留意点 7. 労働災害防止と健康確保 8. 安全配慮義務



安全大会派遣等

安全大会、総会、各種会合での特別講演の講師を派遣します。全講師が分かり易く、印象に残り、熱意あふれる講演を行います。

最近の講演テーマ”ベスト5”

- ①労働時間管理と企業にとって有益な「働き方改革」の推進
- ②ハラスメントの防止 ③メンタルヘルス対策
- ④あなたにも「労働災害発生時の責任」
- ⑤建設業の社会保険加入問題



主な講師の紹介

■弁護士■ 労働事件を手掛け働き方改革に関する講演、執筆も多い当地の労働関係の専門家 (敬称略)

宮澤俊夫(A)

宮澤俊夫法律事務所所長。金沢大学法学部卒。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説に定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。



庄司俊哉(A)

庄司法律事務所所長。中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の講演を行う。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知県下各労働基準協会が上演する 90分の労働災害劇「波紋 ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県元弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。



■社会保険労務士■ 働き方改革に関する企業相談、講演、執筆も多い労務管理の実務家

市之瀬高司

名北協会専務理事・事務局長。特定社会保険労務士・RSTトレーナー。昭和55年より同協会勤務、現在は会務を統括し、労働小話・クイズを交えた感動する講演で講習会、企業研修、大会講演等の講師を担当、労働相談を行う。厚生労働省事業のアドバイザーを歴任。労働基準協会の社労士受験講座主任講師、労働基準法担当。関連社労士法人の代表社員を兼務。



藤原朋子

朋労務コンサルタントオフィス 所長 社会保険労務士。名北協会労働相談室長。厚生労働省高齢者雇用確保事業アドバイザーを務め、労働者派遣法、育児・介護休業法等幅広い講演活動、労働相談を行う。労働基準協会の社労士受験講座副主任講師、労働一般常識担当。



船岡和彦

船岡社会保険労務士事務所所長。名北協会、勤労者退職金共済機構、商工会議所等の相談員、指導員を歴任し、社会福祉施設、各種団体での労務管理研修の講師を担当。名北協会が名古屋北署と年間定期的に開催する労働実務基礎講習、厚生労働省の建設業雇用管理研修の講師を担当。誠実で柔らかい語りには定評がある。



加藤豊

名北協会 企業内コンプライアンス教育推進室長 特定社会保険労務士。プラザー工業㈱、同社関連会社人事課で人事・賃金制度改革、労働時間管理、メンタルヘルス対応等に携わり、名古屋東労働基準協会専務理事を経て、平成29年より現職。労働問題対策セミナーパネリスト、労働衛生週間特別講演、企業内研修講師を行う。



新美智美

フローリッシュ社労士事務所所長。特定社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント。名北協会メンタルヘルス相談室長。数多くの企業からメンタルヘルス、ハラスメント等の相談を受け、メンタルヘルスマネジメント研修、各種社員研修の講師も行い、労働基準協会実施の労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」では脚本、劇中解説も務める。



松下操

まつした社労士事務所所長。特定社会保険労務士・産業カウンセラー・ハラスメント防止コンサルタント。企業に対し、入社から退社までの「人」に対する様々な労働問題の伴走型支援を行っている。また、企業に対して行うハラスメント研修やメンタルヘルス研修などは、具体的なかつわかりやすいとご好評をいただき、年間多数の講演活動を行う。



実 施 費 用

各費用は研修会場をご準備いただいた場合の、消費税10%を含んだ費用です。

研修費用	研修時間		1時間	2時間	3時間	6時間
	講師	A費用	165,000円	220,000円	275,000円	440,000円
B費用		99,000円	132,000円	165,000円	264,000円	
テキスト代			1名200～1000円程度。テキスト代は研修時間・内容等によって変わります。			

お 申 込 み 方 法 ・ 実 施 の 手 順

1. 下記「企業内研修申込書」を対象地区の協会にファックスいただくか、下記事務処理協会までご連絡下さい。
2. 研修実施協会の担当者が研修実施にあたっての詳細を確認し、見積書をお送りいたします。
3. 研修内容について講師と打ち合わせを行い、講師作成資料は研修実施前にご確認いただきます。
4. 研修実施のための機材は、原則研修実施協会が会場へ持参いたします。
5. 研修終了後に請求書をお送りいたします。

事務処理協会 一般社団法人 名北労働基準協会 担当 企業内コンプライアンス教育推進室
 電話(052)961-3655 Fax(052)961-9635 E-mail roumu@meihokurouki.or.jp

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

管理者・社員 企業内研修 申込書

事業場名		電話等	Tel() -	
			Fax() -	
事業内容			労働者数	人
所在地	〒			
ご担当者	部署名	氏名		
実施希望研修	研修名：	開催希望日：	月 日 ()	実施会場：
	開催時間：	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分	参加者数：	約 名
ご要望事項				